

■ 共和町ひとり親家庭等医療費「公費負担者番号」早見表

令和 5 年度

生 年 月 日	受診形態	証種別	使用する番号 (上2桁)	市町村に 請求する額	患者さん窓口負担額	備 考
令和 2 年8月2日 ~ 現在 【3歳未満のお子さん】	入院・通院共通	親初	93	自己負担2割から 初診時一部負担金を除いた額	初診時一部負担金のみ	
平成 29 年4月2日 ~ 令和 2 年8月1日 【3歳以上小学生未満のお子さん】	入院・通院共通	親初		自己負担2割から 初診時一部負担金を除いた額	初診時一部負担金のみ	18歳から20歳未満のお子さんについては、非課税世帯で親が扶養監護しているもののみが対象となります。
		親課		自己負担2割のうち1割	自己負担2割のうち1割	
平成 15 年8月2日 ~ 平成 29 年4月1日 【小学生以上20歳未満のお子さん】	入院・通院共通	親初		自己負担3割から 初診時一部負担金を除いた額	初診時一部負担金のみ	
		親課		自己負担3割のうち2割	自己負担3割のうち1割	
【父親または母親】	入院	親初		自己負担3割から 初診時一部負担金を除いた額	初診時一部負担金のみ	
		親課		自己負担3割のうち2割	自己負担3割のうち1割	

※ 公費負担者番号「94」は指定訪問看護利用料の請求のみで使用します。

※ 所得限度額超過世帯はすべて公費負担者番号「95」で自己負担1割(3歳未満は初診時一部負担金のみ)【受給者証には、年齢にかかわらず公費負担者番号95のみが記載されています】

※ 重度心身障害者・ひとり親対象世帯はそちらの受給者証を優先で使用し、自己負担が発生する場合は子ども医療の公費負担者番号「92」で請求となります。